



嬉泉の新聞 第71号 2015年（平成27年）3月発行

発行＝社会福祉法人嬉泉

東京都世田谷区船橋1-30-9 (〒156-0055) TEL 03-3426-2323

<http://www.kisenfukushi.com> E-mail : kisen@kisenfukushi.com

## 石井哲夫先生を偲んで – 「平成の糸賀一雄」としての石井哲夫 –

社会福祉法人浴風会 理事長（元日本社会事業大学 学長）京極 高宣

昨年末（12月23日）の夕刻、石井哲夫先生と日頃から親しくしていただいている日本社会事業大学（以下、日社大と略す）の関係者（教職員、卒業生等）12名でこじんまりした偲ぶ会が、下北沢のトルコ料理店で開催された。先生の優れた後継者であるご子息の石井啓さん（社会福祉法人嬉泉常務理事）をかこんで、皆が石井先生との思い出を各々大変ユニークに語り、素晴らしい会合になった。既に昨年6月の嬉泉・日保協の共催による「石井哲夫氏を偲ぶ会」が青山葬儀場で大変盛大に行われたが、後に潮谷義子さん（日社大理事長）とも話し合い、そんな大袈裟なものではなく、もう少し、こじんまりした心のこもる偲ぶ会を日社大関係者でやろうというのが、今日の企画につながったのである。

石井先生とは、私が日社大教員になってからの付き合いだが、約30年間日社大の在り方を中心に酒を飲み交わした。今考えると石井先生のような児童臨床の大家が、私などのような若手政策研究者とよくお付き合いしていただいたものだ。「政策は臨床のために」という持論が先生の琴線にふれたからかもしれない。

また私が1984年に厚生省へ3年間、社会福祉専門官として「出向」するときに、それを積極的に支持するものは日社大にはたった3人しかいなかった。板山賢治専務理事と阿部實助教授（当時の2人の他に石井先生だけであった。他はほとんど全員が反対を唱えていたのである。かえすがえすも無念であったが、期せずして、この3人もこ

の1～2年で鬼籍に入られてしまった。

さて、石井先生の社会福祉界における輝かしい業績には枚挙にいとまないが、私はあえて3点にしぼり述べてみたい。

第1は臨床心理学の立場から、自閉症児研究を学問的高水準に引き上げ、発達障害に関する行政対応を引き出したことであった。

第2は、社会福祉施設の役割に関する専門的なユニークな議論であり、安易な在宅ケア論を排除してきたことである。

第3は、大学と現場の双方に根を張り、自閉症にとどまらず、広く児童福祉分野でスーパービジョンによる学生教育や職員研修で多大な精力をそそぎ、生涯臨床教員だったことである。

以上の3点からも、石井哲夫先生はいわば「平成の糸賀一雄」と言っても過言ではないと思われる。たしかに糸賀が宗教哲学を起点に「この子らを世の光に」という福祉理念を華々しく打ち出し、早死にしたが、石井先生は地味だが、臨床心理学を起点に受容的交流理論を打ち出し、糸賀よりもはるかに長く生きて、数多いアカデミックな業績をあげたという違いもある。しかし障害をもつ子どもたちへの深い愛情は全く共通である。

いずれにしても、私は将来、石井哲夫著作集が刊行されることを強く期待している。石井先生の功績は、日本社会福祉界の至宝として石井啓氏をはじめとする若い人々に引き継いでもらいたいからだ。石井先生のご冥福を心から祈りつつ筆をおくことにする。

## 今後の嬉泉の方向性

社会福祉法人嬉泉 常務理事 石井 啓

### はじめに

平成27年度は、嬉泉にとって正念場の年となることを覚悟しています。石井哲夫前常務理事亡き後、なすべきミッショーンはいかなるもので、それを実現するためにはどのような組織体制が必要なのか。この命題に対して、今私たちがどのように取り組んでいこうとしているかをご紹介したいと思います。

### ミッショーンと支援方針

これから嬉泉の在り方を考えるにあたり、まずは理念として石井哲夫から受け継ぐべき嬉泉のミッショーンとそれを実現していくための方針を再確認し、幹部職員で共有するところから始めました。

まずミッショーンですが、法人のパンフレット表紙にある石井の文章を引用すると、「社会の根源として人間同士が共によりよく生きるために交流を大切に考え、（中略）社会の中で支援が必要な人たちの立場に立った理解とそれぞれの主体性・自発性を尊

尊重する」とあります。これはノーマライゼーションということと、そとされる支援の内容を表現したものです。また同じく石井の著した職員

向けの教本である「職員のびき（旧版）」の中には、「私たち嬉泉が実践において目指していることは、利用者の自己実現に向けた援助というこである。（中略）自発性こそが自己実現を目指す力となる」とあります。これは、マズローの欲求段階説から人の求める幸せというものを作り実現と想定し、そこに利用者のみならず支援者をも到達することを目指にするべきであると主張するものです。これらを要約して、「誰もが自己実現し得る共生社会の実現」とい

**社会的要請を踏まえた経営方針**  
上記のミッショーンを遂行するにあたっては、社会福祉法人として社会的に要請される次のこととも踏まえておく必要があると思っていました。それは、組織体としての不正防止と事業継続という観点からの「コンプライアンス」「法令遵守」と、社会福祉法人が近年その在り方を厳しく問われているイコールフッティングの視点から求められる「社会貢献」ということです。更に不祥事防止と経営の効率化という観点から、経営の透明性の確保、ステークホルダーへの説明責任の徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者及び管理者の責任の明確化、内部統制の確立といった事項にも積極的に取り組み、法人として「コーポレートガバナンス」を明

重し、人間同士の交流を通じて生活を支援する」という文章が、まさにこれまで私たちが石井の指導のもとに実践してきた支援の本質を要領よくまとめていくことに気付きます。これはすなわち、石井の提唱してきた利用者支援の原理ともいえる「受容的交流による利用者支援」ということであり、これこそが、私たちの抛つて立つ支援方針であると言えます。

先の支援方針との「明確なコーカレートガバナンスに基づく法人経営」という経営方針とを合わせてミッショーンの実現をめざしていくことを、「嬉泉の理念」としていきたいと思います。

### 法人組織の再定義と業務執行体制の整備

まず「Plan」「意思決定」の機能は、理事会（評議員会への諮問を経る）です。これは従来通りの機能分担ですので変更はありません。

次に「Do」「業務執行」の機能ですが、これが従来は「法人事業統括所長」として石井哲夫前常務理事が一手に担っていました。ここをどのように組織化するかが、今回最大の課題でした。そこで新たに「執行本部」を設置することとしました。この執行本部は、理事長の命により常務理事である私の責任のもと法人内部理事から成る「執行役員会」と、複数ある事業拠点（基本的に同一エリア内にある複数の施設・事業所から成

石井哲夫の抜けた大きな穴をどうやつて埋めるか。それは何者にも代えがたく、とにかく三人寄れば文殊の知恵の諺の如く、複数の人間で分担するということしかありません。しかし、ただ闇雲に寄り集まればいいという訳でもないので、考えた挙句の役割分担体制が上記の組織です。

おわりに

石井哲夫の抜けた大きな穴をどうやつて埋めるか。それは何者にも代えがたく、とにかく三人寄れば文殊の知恵の諺の如く、複数の人間で分担するということしかありません。しかし、ただ闇雲に寄り集まればいいという訳でもないので、考えた挙

る運営単位を「事業拠点」としていきます)の責任者=場長の参考する「場長会」から構成されます。両者の役割分担としては、執行役員会が法人業務の企画立案を行い、それを請けて場長会が具体的な執行における検討と意志決定を行うということになります。今ある場長会は、場長による合議体として始めた経緯から、各事業拠点の利益代表者の集まりという性格が強いのですが、旧本部事務局と併せて業務執行主体として再編し、法人事業の主体的な担い手となることを要請しています。

最後に「Check = 点検」機能としては、監事による監査と内部監査委員会による監査が相当すると考えられます。これも従来通りですが、コペレートガバナンスにおける機能分担として再認識していく必要があります。



「所長室」の再現

## 石井記念館オープニング

社会福祉法人嬉泉は、前常務理事石井哲夫が日本社会事業大学に開設した児童臨床相談室を原点とし、受容的交流理論に基づく実践を行つてきました。このたび、石井哲夫の想いとその歴史を形にして残していくとともに、嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦の地域療育推進棟2階に「石井記念館」を開館いたしました。

今後の嬉泉は、この新たな執行本部が中心になつて、課せられた責務を果たしていきたいと思います。ご指導ご鞭撻の程、お願い申し上げます。

開館に先立ちまして、子どもの生

命も含め、午後から降り出した雨のひと時をゆっくりと過ごしていました。訪れたご関係の深い方々には、故人を懐かしんでいただくことがでました。石井記念館は、「嬉泉祭りバザー」に合わせた開館でしたので、開館当日は石井哲夫の執筆、著書、過去に放映されたテレビの録画ビデオ、今まで行われてきた研修やイベントの記録や写真などをアトリエAUTOSの作品と共に展示しました。さらに、子どもの生活研究所のかつての「所長室」を再現すべく、使用していた机と椅子を配置し、石井哲夫の愛用していた日用品や愛蔵品の数々を合わせて展示しました。ご来場の方々はバザーに参加した職員会による監査が相当すると考えられます。これも従来通りですが、コペレートガバナンスにおける機能分担として再認識していく必要があります。

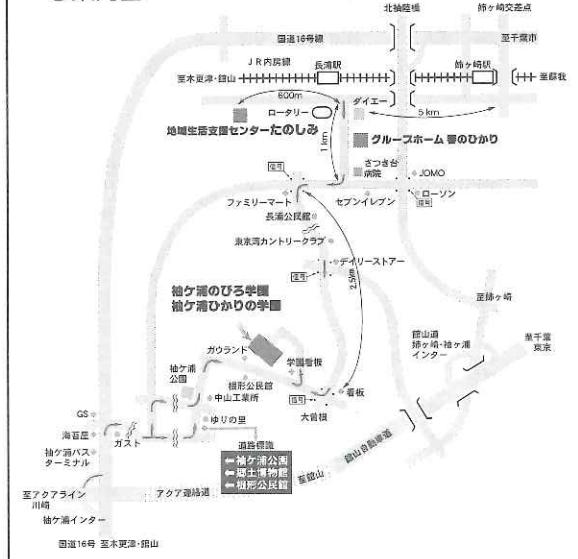
今後は石井哲夫の著書や記録などを整備し、展示物をさらに充実させていく予定ですが、当面は、開館時間や開館日は限らせていただいているので、ご利用の際には、事前にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

多くの皆様方のご来館をお待ちしております。

### <石井記念館ご利用案内>

- 開館：随時（入場無料）
- \*問い合わせ先 TEL 0438-62-9121
- 場所：〒299-0255  
千葉県袖ヶ浦市下新田1680  
嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦  
地域療育推進棟 2F

### ●案内図



平成二十七年四月より、障害福祉サービスを利用する場合（支給決定）には、その申請時や更新時に「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」の提出が必ず必要となりました。従来、「サービス等利用計画」の提出が必要となる対象者はごく一部に限られていましたが、平成二十四年度から対象者を段階的に拡大し、概ね三年間で全ての利用者に提出を義務付けることが制度的根拠に基づいて決まっていました。このことは、障害福祉分野に携わる関係者の間では周知の事実ですが、利用者への周

## 相談支援事業と 「地域生活支援センターたのしみ」での取り組み

平成27年度から障害福祉分野でも本格スタートとなる指定特定・障害児相談支援事業所にて行う「計画相談支援」（サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成）。

今回は上記についての説明と「嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦」（千葉県袖ヶ浦市）内にある、「地域生活支援センターたのしみ」で行われている相談支援事業についてご紹介します。

知については、まだこれからの部分も多いかと思います。

「サービス等利用計画」は、障害者

（児）が住みなれた地域で生活しようとする時に直面する課題や困難に対して、これを解決し、希望する地域での生活を実現するために「どのサービスをどのくらい利用したらよいか」といったことを地域にある「指定特定相談支援事業所」及び「障害児相談支援事業所」の相談支援専門員と一緒に考えながら作成するものです。

これを「計画相談支援」と呼んでいます。

「計画相談支援」で行われることは、介護保険でいうところのケアマネージャーが作成するケアプランをイメージする方も多いかと思います。これと同じように、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成することになったのです。

この「サービス等」の「等」は、即ち福祉サービス以外の全てのものと同様に、ひとりひとりに「計画相談支援」で行われることになります。これは、介護保険でいうところのケアマネージャーが作成するケアプランをイメージする方も多いかと思います。

とつて総合的な本人中心計画となることが理想だと言われています。

実際に利用する障害福祉サービス

事業所、保育園や学校などでも「個別支援計画」が既に存在しており、これらとの違いがよく分からないという声を聞くことがあります。これまで、「個別支援計画」が総合的な計画になつている場合がありました

が、「サービス等利用計画」に記載されている総合的な援助の方針に基づいて、利用者への支援の方向性を各事業所などで共有し、各々がより具体的な支援を考えて「個別支援計画」の作成にあたることになつていています。

しかし、この「サービス等利用計画」の作成を行う「指定特定相談支援事業所」及び「障害児相談支援事

業所」の数は全国的に見てもまだ少なく（約四千六百事業所）、各市町村共に事業所や相談支援専門員を増やすための取り組みは、この三年間で行つてきましたが、まだまだ足りない状況にあります。

他にも、市町村にて設置が義務付けられている「自立支援協議会」に

参加し、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発や改善を推進するための取り組みに対しても、一役かうことが期待されています。

こうした現状を受け、市町村が「計画相談支援」は、利用者にとつてよりよい生活を営むためにこそあらべきですが、困った時だけ支援が欲しいという利用者の場合、その気

の進捗状況は市町村でばらつきがあります。

相談支援専門員は介護保険でいうところのケアマネージャー的な存在であることは先にも述べましたが、「サービス等利用計画」作成のために、利用者の住居に家庭訪問を行つて生활の状況を把握したり、実際に利用する障害福祉サービス事業所との利用調整なども行います。

「サービス等利用計画」の作成後は、定期的に利用者に聴き取り（モニタリング）を行い、障害福祉サービスの利用状況や現状について確認します。この時、必要に応じて「サービス等利用計画」の再作成を行います。

他にも、市町村にて設置が義務付けられている「自立支援協議会」に参加し、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発や改善を推進するための取り組みに対しても、一役かうことが期待されています。

持ちに対応した制度にはなっていません。他にも、単なる計画作成ならぬよう、利用者との信頼関係の構築や相談支援専門員としての資質向上も含めてこの制度が運用されていくよう努めていく必要があります。

\* \* \* \* \*

平成二十七年一月、当法人の本部である「子どもの生活研究所」内に

「指定特定相談支援事業所」及び「障害児相談支援事業所」を開設しました。他にも、各市町村からの委託を受けている幾つかの事業所にて、同様の相談支援事業所が開設されています。

ここからは、当法人で最初に相談支援事業所を開設した「地域生活支援センターたのしみ」での相談支援の取り組みについて、担当職員からの話を元にご紹介します。

「たのしみ」で行っている相談支援事業の概要を教えてください。

指定特定及び障害児相談支援事業（計画相談支援）、指定一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）を行っています。

計画相談支援の人員体制について

は、相談支援専門員一名、常勤の相談員一名、合計二名で行っています。

特色となる取り組みはありますか？

元々、「地域生活支援センターたのしみ」では、計画相談支援の他に、

継続ケースの相談対応や、袖ヶ浦市が袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会（「たのしみ」も加盟）に委託して

実施している、袖ヶ浦市障害者相談支援事業所に相談員の派遣を行つています。

は、調整だけでは解決することができないような困難な状態にある利用者の方に

対して、当法人の入所施設事業と密に連携することにより、安定した在宅生

活につなげることができました。

何がでできるかを考え、相談支援事業に携わる職員が連携をとり合いながら対応にあたっています。

そのため、相談支援事業で受けけるお子さんの相談について、療育相談支援のニーズのあるケースでは、千葉県障害児等療育支援事業を活用し

て実施している「通所療育支援室パンド」へ繋いだり、「たのしみ」内に

ある児童発達支援事業所と連携することで、お子さんへの具体的な関わり方など、より丁寧で継続的な相談支援や療育支援が行われるよう協力体制を築いています。

また、計画相談支援を行うにあたっては、「嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦」が運営している入所施設事業及び短期入所施設事業の存在が欠かせません。

「たのしみ」や「嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦」で対応することもあり、そうした利用者への関わりを通して、行政との連携や信頼関係を作ること

ができます。また、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会（旧袖ヶ浦市地域自立支援協議会）」にも参加

し、行政や他事業所等との連携強化や役割分担、相談支援の資質の向上をはかっています。

（文責 佐瀬）

**平成25年度社会福祉法人嬉泉 決算報告**  
**貸借対照表〈総括〉**

社会福祉法人 嬉泉

平成26年3月31日現在

資産の部				負債の部			
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
流動資産	601,505,892	621,270,735	△ 19,764,843	流動負債	267,164,367	264,643,113	2,521,254
現金預金	262,895,969	304,216,794	△ 41,320,825	短期運営資金借入金	130,391,412	97,719,090	32,672,322
未収金	202,615,280	211,504,310	△ 8,889,030	未払金	121,652,962	147,443,095	△ 25,790,133
前払金	5,018,611	4,715,411	303,200	預り金	15,119,993	19,480,928	△ 4,360,935
短期貸付金	130,391,412	97,719,090	32,672,322	固定負債	125,608,261	145,453,563	△ 19,845,302
その他の流動資産	584,620	3,115,130	△ 2,530,510	設備資金借入金	113,353,500	134,520,500	△ 21,167,000
固定資産	1,863,174,988	1,952,715,797	△ 89,540,809	退職給与引当金	12,254,761	10,933,063	1,321,698
基本財産	1,503,565,830	1,555,263,670	△ 51,697,840	負債の部合計	392,772,628	410,096,676	△ 17,324,048
建物	904,351,794	969,049,634	△ 64,697,840	純資産の部			
土地	599,214,036	586,214,036	13,000,000	基本金	1,111,718,279	1,111,718,279	0
その他の固定資産	359,609,158	397,452,127	△ 37,842,969	基本金	1,111,718,279	1,111,718,279	0
建物	39,770,029	48,124,995	△ 8,354,966	国庫補助金等特別積立金	360,954,454	391,125,453	△ 30,170,999
構築物	579,041	617,366	△ 38,325	国庫補助金等特別積立金整備時	360,954,454	391,125,453	△ 30,170,999
機械及び装置	2,084,686	3,206,920	△ 1,122,234	その他の積立金	103,500,000	127,500,000	△ 24,000,000
車両運搬具	4,678,450	2,944,654	1,733,796	人件費積立金	36,000,000	41,000,000	△ 5,000,000
器具及び備品	22,311,440	29,351,754	△ 7,040,314	修繕費積立金	27,000,000	38,000,000	△ 11,000,000
土地	170,741,375	170,741,375	0	備品等購入積立金	20,500,000	28,500,000	△ 8,000,000
権利	396,376	739,000	△ 342,624	その他の積立金	20,000,000	20,000,000	0
投資有価証券	3,293,000	3,293,000	0	次期繰越活動収支差額	495,735,519	533,546,124	△ 37,810,605
人件費積立預金	36,000,000	41,000,000	△ 5,000,000	(うち当期活動収支差額)	△ 61,810,605	0	△ 61,810,605
修繕費積立預金	27,000,000	38,000,000	△ 11,000,000				
備品等購入積立預金	20,500,000	28,500,000	△ 8,000,000				
その他の積立預金	20,000,000	20,000,000	0				
その他の固定資産	12,254,761	10,933,063	1,321,698	純資産の部合計	2,071,908,252	2,163,889,856	△ 91,981,604
資産の部合計	2,464,680,880	2,573,986,532	△ 109,305,652	負債及び純資産の部合計	2,464,680,880	2,573,986,532	△ 109,305,652

脚注 1. 減価償却費の累計額 1,870,877,371円 (うち当期減価償却額89,590,821円)

2. 徴収不能引当金の額 0円

3. 移行時特別積立預金の積立不足額 0円

## 資金収支計算書〈総括〉

社会福祉法人 嬉泉

(自) 平成25年4月1日 (至) 平成26年3月31日

勘定科目		予算	決算	差異	
就労支援事業活動による収支	収入	就労支援事業収入 就労支援事業収入計 (1)	11,600,000 11,600,000	11,348,300 11,348,300	
	支出	就労支援事業支出	11,600,000	11,348,300	
		就労支援事業支出計 (2)	11,600,000	11,348,300	
	就労支援事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)		0	251,700	
			0	251,700	
			0	251,700	
経常・福祉・活動による収支	収入	介護保険収入 自立支援費等収入 利用料収入 措置費収入 運営費収入 私の契約利用料収入 相談事業収入 経常経費補助金等収入 寄附金収入 雑収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経常(福祉事業) 収入計 (4)	0 623,739,000 3,750,000 7,500,000 186,100,000 1,250,000 13,550,000 1,453,642,000 27,132,000 45,357,000 1,230,000 319,000 1,102,000 59,083,000 2,423,754,000	0 618,581,232 3,545,570 7,322,690 191,197,010 1,558,060 13,021,750 1,446,885,239 28,051,925 45,531,630 1,161,720 118,184 1,101,800 55,528,461 2,413,605,271	0 5,157,768 204,430 177,310 △5,097,010 △308,060 528,250 6,756,761 △919,925 △174,630 68,280 200,816 200 3,554,539 10,148,729
	経常(福祉事業) 支出計 (5)		2,519,610,000	2,427,964,675	
	経常(福祉) 活動資金収支差額 (6) = (4) - (5)		△95,856,000	△14,359,404	
				△81,496,596	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等収入計 (7)	10,964,000 2,645,000 13,609,000	10,485,000 2,843,568 13,328,568	
	支出	固定資産取得支出 施設整備等支出計 (8)	23,238,000 23,238,000	22,728,314 22,728,314	
		施設整備等資金収支差額 (9) = (7) - (8)		△9,629,000 △9,399,746	
財務活動による収支	収入	借入金収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 その他の収入 財務収入計 (10)	0 2,495,000 29,000,000 2,000,000 33,495,000	0 2,495,000 29,000,000 0 31,495,000	
	支出	借入金元金償還金支出 積立預金積立支出 その他の支出 財務支出計 (11)	21,169,000 5,000,000 3,857,000 30,026,000	21,167,000 5,000,000 3,854,947 30,021,947	
	財務活動資金収支差額 (12) = (10) - (11)		3,469,000	1,473,053	
				1,995,947	
	予備費 (13)		0	0	
	当期資金収支差額合計 (14 = 3 + 6 + 9 + 12 - 13)		△102,016,000	△22,286,097	
	前期末支払資金残高 (15)		356,557,000	356,627,622	
	当期末支払資金残高 (14) + (15)		254,541,000	334,341,525	
				△79,800,525	

## 事業活動収支計算書〈総括〉

社会福祉法人 嬉泉

(自) 平成25年4月1日 (至) 平成26年3月31日

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
就労支援事業活動 収支の部	収入	就労支援事業収入 就労支援事業活動収入計 (1)	11,348,300 11,348,300	8,853,963 8,853,963	
	支出	就労支援事業支出 就労支援事業活動支出計 (2)	11,348,300 11,348,300	8,853,963 8,853,963	
		就労支援事業活動収支差額 (3) = (1) - (2)	0	0	
				0	
事業(福祉)活動収支の部	収入	介護保険収入 利用料収入 措置費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 相談事業収入 経常経費補助金等収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額	618,581,232 3,545,570 7,322,690 191,197,010 1,558,060 13,021,750 1,446,885,239 28,051,925 45,531,630 2,495,000 0 33,400,999	596,179,352 3,988,600 4,147,378 187,308,900 1,226,740 17,402,149 1,512,819,441 24,743,385 46,441,094 2,495,000 1,821,600 32,112,389	22,401,880 △ 443,030 3,175,312 3,888,110 331,320 △ 4,380,399 △ 65,934,202 3,308,540 △ 909,464 0 △ 1,821,600 1,288,610
		事業(福祉)活動収入計 (4)	2,391,591,105	2,430,686,028	△ 39,094,923
		人件費支出 事務費支出 事業費支出 減価償却費 引当金繰入	1,863,328,258 294,430,528 211,045,164 89,590,821 1,321,698	1,847,823,336 269,058,207 219,102,114 83,018,365 1,305,497	15,504,922 25,372,321 △ 8,056,950 6,572,456 16,201
		事業(福祉)活動支出計 (5)	2,459,716,469	2,420,307,519	39,408,950
		事業(福祉)活動収支差額 (6) = (4) - (5)	△ 68,125,364	10,378,509	△ 78,503,873
		借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入	1,161,720 118,184 1,101,800 55,528,461	1,355,340 111,300 1,101,800 65,992,671	△ 193,620 6,884 0 △ 10,464,210
		事業活動外収入計 (7)	57,910,165	68,561,111	△ 10,650,946
		借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 会計単位間繰入金支出	2,530,464 55,528,461 1,101,800	2,533,899 65,992,671 1,101,800	△ 3,435 △ 10,464,210 0
		事業活動外支出計 (8)	59,160,725	69,628,370	△ 10,467,645
		事業活動外収支差額 (9) = (7) - (8)	△ 1,250,560	△ 1,067,259	△ 183,301
経常収支差額 (10) = (3) + (6) + (9)		△ 69,375,924	9,311,250	△ 78,687,174	
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入	10,485,000 2,843,568	4,719,000 1,000,000	5,766,000 1,843,568
		特別収入計 (11)	13,328,568	5,719,000	7,609,568
		基本金組入額 国庫補助金等特別積立金積立額	0 3,230,000	1,000,000 45,366,621	△ 1,000,000 △ 42,136,621
	支出	その他の特別損失	0	0	0
		特別支出計 (12)	5,763,249	46,366,621	△ 40,603,372
特別収支差額 (13) = (11) - (12)		7,565,319	△ 40,647,621	48,212,940	
当期活動収支差額 (14) = (10) + (13)		△ 61,810,605	△ 31,336,371	△ 30,474,234	
繰越活動収支差額の部					
前期繰越活動収支差額 (15)		533,546,124	584,882,495	△ 51,336,371	
当期末繰越活動収支差額 (16) = (14) + (15)		471,735,519	553,546,124	△ 81,810,605	
基本金取崩額 (17)		0	0	0	
基本金組入額 (18)		0	0	0	
その他の積立金取崩額 (19)		29,000,000	11,000,000	18,000,000	
その他の積立金積立額 (20)		5,000,000	31,000,000	△ 26,000,000	
次期繰越活動収支差額 (21=16+17+18+19-20)		495,735,519	533,546,124	△ 37,810,605	